

# 報告（１）財政試算について

- ・資料１ 財政試算について

## 資料 1 財政試算について

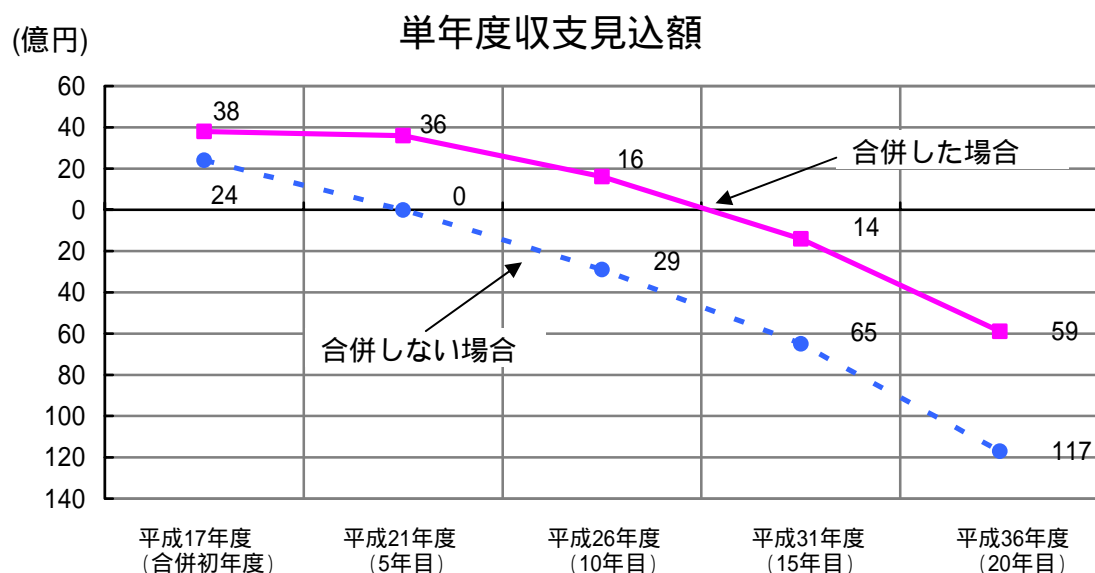
合併により、人件費などの経費の削減が図られるとともに、合併特例債の借り入れや、国・県からの財政支援を受けることができます。

合併の検討に際し、将来の財政の傾向を把握する資料とするため、合併しない場合と、合併した場合の歳入歳出について、一定の条件のもとに概算値を求めました。

### 前提条件

- 試算の期間は平成 17 年度から平成 36 年度までの 20 年間としました。
- 合併しない場合の収支見込額は、原則として、平成 11 年度から平成 13 年度の普通会計決算をベースに、現在の社会経済情勢や地方財政制度、人口推計に基づき試算しました。よって、今後の制度変更等により試算結果は変化するものです。
- 合併した場合は、合併しない場合の収支見込額に、「合併に伴う財政影響額」と「中核市移行に伴う財政影響額」を考慮し、見込んだものです。

### 試算結果



合併しない場合の収支見込額 (8市町村合計)

(単位：億円)

| 区分             | 平成 17 年度 | 平成 21 年度 | 平成 26 年度 | 平成 31 年度 | 平成 36 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 歳入歳出差引 (単年度収支) | 24       | 0        | 29       | 65       | 117      |
| 累計             | 24       | 44       | 43       | 277      | 755      |

市町村税や地方交付税が減少していく中で、地方交付税を補うための借入金の返済金が増加することなどにより、収支は、単年度では平成 20 年度から、累計では平成 25 年度からマイナスとなり、むずかしい財政運営を迫られることとなります。

合併した場合の収支見込額 (平成 19 年 4 月 1 日付けで中核市に移行と想定)

(単位：億円)

| 区分             | 平成 17 年度 | 平成 21 年度 | 平成 26 年度 | 平成 31 年度 | 平成 36 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 歳入歳出差引 (単年度収支) | 38       | 36       | 16       | 14       | 59       |
| 累計             | 38       | 163      | 295      | 253      | 28       |

歳入は、合併に伴う財政支援による地方交付税の増や合併特例債の発行等により増加し、歳出は、合併に伴う人件費の経費削減等の影響で減少することにより、収支は好転しますが、平成 27 年度 (合併 11 年目) から単年度でマイナスとなります。

累計では合併後 20 年間は黒字が確保されます。

## 合併に伴う財政影響額

### 1. 合併に伴う主な削減経費

#### (1) 人件費の削減

合併により、市町村長、助役、収入役、教育長、議会議員、一般職員を減らすことが可能となり、10年間で204億円、20年間で546億円の経費削減が見込まれます。

#### (2) 物件費の削減

物件費とは賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料等で、合併により、10年間で52億円、20年間で137億円の経費削減が見込まれます。

### 2. 行政サービスの向上、住民負担の格差是正のための経費等

#### (1) 事務事業の制度調整

市町村間で異なる事務事業の制度調整により、10年間で124億円、20年間で239億円の経費の増額が見込まれます。また、歳入では10年間で82億円、20年間で160億円の増収が見込まれます。

#### (2) 地方税の調整

市町村によって税率の異なる個人及び法人住民税・都市計画税の調整により、10年間で5億円、20年間で11億円の歳入増が見込まれます。

#### (3) 県から移譲される町村の社会福祉関係経費

県が行っている町村の社会福祉業務が移譲されることにより10年間で16億円、20年間で32億円の経費の増額が見込まれ、これに伴い、10年間で12億円、20年間で23億円の国県支出金の増額が見込まれます。

### 3. 合併市町村まちづくり事業経費

#### (1) 合併まちづくり事業

市町村の一体化、均衡ある発展のため、10年間で最大674億円の事業が実施できます。なお、この試算では、将来の財政負担を考慮し、その85%の573億円でを行いました。具体的な事業については、法定協議会で作成する建設計画の中で検討します。

#### (2) 合併市町村振興基金

旧市町村単位の地域振興、住民の一体感の醸成のため、40億円の基金造成ができます。

(1)(2)の財源として、対象事業費の95%まで合併特例債を借り入れることができます。この元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

また、対象事業費の5%(合併特例債の充当残)を上限に、新潟県地域づくり資金を借り入れることができます。

### 4. 合併直後の臨時的な財政支援

合併直後に発生する新たな行政需要や行政サービスの格差是正、合併を機に行う新たなまちづくりの臨時的経費等に対し、普通交付税や特別交付税、国・県補助金により、10年間で113億円の財政支援が見込まれます。

## 中核市移行に伴う財政影響額

歳入については代表的な経費である保健所運営費のみ試算

中核市になると、県からの権限移譲により市民生活に密着した分野での権限が強化されるなど、きめ細やかなサービスが可能になります。

1. 都市の権能の増加により、10年間で79億円、20年間で305億円の地方交付税の増額が見込まれます。

2. 県からの権限移譲に伴い、10年間で109億円、20年間で246億円の県支出金の減額が見込まれます。

3. 保健所の設置に伴い、10年間で52億円、20年間で118億円の経費の増額が見込まれます。